

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(8項目)						
	検水種別	原水						
	採水場所	最上川表流水						
	採水者	検査機関 (社団法人 県央研究所 新潟県三条市吉田1411-甲 0256-34-7072)						
	採水日時	平成24年10月2日 11時23分		気温	22.2	水温		
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	***	mg/L		
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準			
一般細菌	7000	1mL中100以下	トリクロロ酢酸		0.2 mg/L以下			
大腸菌	検出する	検出されない事	プロモジクロロメタン		0.03 mg/L以下			
カドミウム及びその化合物		0.003 mg/L以下	プロモホルム		0.09 mg/L以下			
水銀及びその化合物		0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド		0.08 mg/L以下			
セレン及びその化合物		0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物		1.0 mg/L以下			
鉛及びその化合物		0.001 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/L以下			
ヒ素及びその化合物		0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物		0.3 mg/L以下			
六価クロム化合物		0.05 mg/L以下	銅及びその化合物		1.0 mg/L以下			
シアソ化合物イオン及び塩化シアソ		0.001 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物		200 mg/L以下			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/L以下	マンガン及びその化合物		0.05 mg/L以下			
フッ素及びその化合物		0.8 mg/L以下	塩化物イオン	12.0	200 mg/L以下			
ホウ素及びその化合物		1.0 mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 mg/L以下			
四塩化炭素		0.002 mg/L以下	蒸発残留物		500 mg/L以下			
1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤		0.2 mg/L以下			
シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	ジェオスミン		0.00001 mg/L以下			
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/L以下			
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤		0.02 mg/L以下			
トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下	フェノール類		0.005 mg/L以下			
ベンゼン		0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	4.4	3 mg/L以下			
塩素酸		0.6 mg/L以下	pH値	7.4(23)	5.8 ~ 8.6			
クロロ酢酸		0.02 mg/L以下	味		異常でないこと			
クロロホルム		0.06 mg/L以下	臭気	異状なし	異常でないこと			
ジクロロ酢酸		0.04 mg/L以下	色度	27	5度以下			
ジブロモクロロメタン		0.1 mg/L以下	濁度	16	2度以下			
臭素酸		0.01 mg/L以下						
総トリハロメタン		0.1 mg/L以下						
判定	判定しない							
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。							

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(11項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 中山町役場内蛇口			
	採水者	検査機関 (社団法人 県央研究所 新潟県三条市吉田1411-甲 Tel0256-34-7072)			
	採水日時	平成24年10月2日 10時46分		気温 22.2°C	水温 23.3°C
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	0.4 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	16	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロエチレン及び トランス-1,2-ジクロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.9	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.2(23°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(11項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 村木沢公民館内蛇口			
	採水者	検査機関 (社団法人 県央研究所 新潟県三条市吉田1411-甲 Tel.0256-34-7072)			
	採水日時	平成24年10月2日 10時07分		気温 21.5°C	水温 22.1°C
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	0.4 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
水銀及びその化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
セレン及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
鉛及びその化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	13	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.7	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.3(24°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(50項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 浄水場内蛇口			
	採水者	検査機関 (社団法人 県央研究所 新潟県三条市吉田1411-甲 Tel.0256-34-7072)			
	採水日時	平成24年10月2日 11時19分		気温 22.4°C	水温 20.7°C
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	1.5 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	0.007	0.2 mg/L以下
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	0.007	0.03 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.003 mg/L以下	プロモホルム	0.001未満	0.09 mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.003	0.08 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満	1.0 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満	0.001 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.01	0.2 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	0.07	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満	1.0 mg/L以下
シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	0.001未満	0.001 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	15	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.08未満	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	19	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.02未満	1.0 mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	30	300 mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	74	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.01 mg/L以下	フェノール類	0.0005未満	0.005 mg/L以下
ベンゼン	0.001未満	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	1.2	3 mg/L以下
塩素酸	0.21	0.6 mg/L以下	pH値	7.0(23°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	0.002	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	0.010	0.06 mg/L以下	臭氣	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.010	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジブロモクロロメタン	0.002	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	0.001	0.01 mg/L以下	—	—	—
総トリハロメタン	0.019	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				